

1 各計画の位置づけ・策定期間

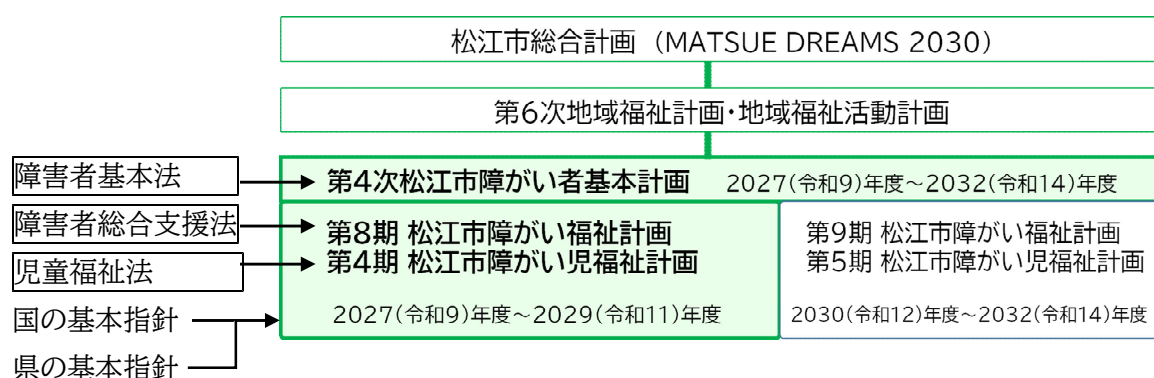
○ 障がい者基本計画

障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めるもの。

○ 障がい福祉計画、障がい児福祉計画

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国が提示する基本指針に即して、障がい福祉サービス等の必要な見込量、障がい者施策の数値目標及び本市の取組みなどを定めるもの。

※上記3計画を一体的に定める。



2 国の基本指針の主な見直し事項（市に関係する主なものを抜粋）

○ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ システムの理念の明確化と実現に向けた相談及び援助の体制整備

○ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

○ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・ インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・ 関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設

○ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・ 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・ 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

○ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

○ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対する ICT 機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

○ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

○ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

○ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

○ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

○ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

○ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

<新たな成果目標>

成果目標に関する事項（計画が終了する令和11年度末の目標）

目標項目	県	市町村	基本指針	<参考> 第7期計画
福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）				
地域生活移行者	○	○	令和7年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行	令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
施設入所者	○	○	令和7年度末時点の施設入所者から5%以上削減	令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し等）				
退院後1年以内の地域における平均生活日数	○		退院後1年以内の地域における生活日数の平均を319.3日以上	退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上
1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症である者）	○		1年以上長期入院患者数を、国提示の推計式を用いて設定	1年以上長期入院患者数を、国提示の推計式を用いて設定
退院患者の30日以上再入院率（退院後90日時点、180日時点、365日時点）	○		再入院率をそれぞれ10.3%、17.4%、25.7%以上とする	退院率をそれぞれ68.9%、84.5%、91.0%以上とする
心のサポーター数	○		令和15年度末までに100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し設定（県全体で5,200人）	— （新規）
住民のこころの状態	○		住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、K6という尺度を活用して評価	— （新規）
福祉施設から一般就労への移行等（項目の見直し等）				
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	○	○	令和6年度実績の1.31倍以上	令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数	○	○	それぞれ令和6年度実績の1.14倍、概ね1.52倍、概ね1.67倍以上	それぞれ令和3年度実績の1.31倍、概ね1.29倍、概ね1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者	○	○	令和6年度実績の1.47倍以上	令和3年度実績の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	○	○	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上
就労移行支援事業所の一般就労移行率	○	○	就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上	就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上
就労選択支援事業所の設置	○	○	協議会の設置圏域ごとに1事業所以上設置	— （新規）
就労選択支援の利用者	○	○	令和11年度に82,000人以上	— （新規）
障がい児支援の提供体制の整備等（項目の見直し等）				
児童発達支援センターの中核的な支援機能	○	○	各市町村に児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保（単独での確保が困難な場合は圏域での確保可） ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能	各市町村に少なくとも1カ所以上設置（単独設置が困難な場合は圏域設置可）
保育所等訪問支援等を活用したインクルージョンの推進	○	○	各市町村において、地域のインクルージョンを推進する体制の構築及び保育・子育て支援・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置（単独設置が困難な場合は圏域設置可）	全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
難聴児支援のための中核的な機能を有する体制	○	—	県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の策定	県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等	—	○	各市町村に少なくとも1カ所以上確保（単独設置が困難な場合は圏域設置可。また児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保でも可）	各市町村に少なくとも1カ所以上確保（単独設置が困難な場合は圏域設置可）

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	○	—	令和11年度末までに県において、関係者による協議の場に医療的ケア児支援センターの参画及び、医療的ケア児支援センターにコーディネーターを配置	令和8年度末までに県は、医療的ケア児支援センターを設置し、コーディネーターを配置
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	—	○	令和11年度末までに各市町村において、関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置（単独設置が困難な場合は圏域設置可）	令和8年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置
障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行出来るようするための移行調整の協議の場の設置	○	○ 指定都市	令和11年度末までに県、指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置	令和8年度末までに県、指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置
障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保	—	○	令和11年度末までに各市町村又は各圏域において関係機関との連携体制を確保した上で、伴走的な相談体制を確保	— （新規）
強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備	○	○ 指定都市	令和11年度末までに県又は指定都市において、強度行動障害のある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進める	— （新規）
地域生活支援の充実（項目の見直し等）				
障がい者の地域生活への移行支援及び生活支援の充実	○	○	各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援対象とする（複数市町村による共同整備可） (1)地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置 (2)地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置 (3)年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討
強度行動障害の状態にある者の支援体制の整備	—	○	各市町村又は圏域において、令和11年度末までに強度行動障害のある者について、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備	— （新規）
相談支援体制の充実・強化等（項目の見直し等）				
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組	—	○	令和11年度末までに全市町村に基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会を設置・整備し連携させること等により、地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保	令和8年度末までに各市町村に基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）
セルフプランに関する分析等	○	○	セルフプランに関する分析等を行うとともに相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、令和11年度末までにのぞまないセルフプランの件数をゼロにする	— （新規）
障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上（新規）				
障がい福祉人材の確保・定着（計画的な専門人材養成の推進）	○	—	県において相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等を養成し、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施	県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みを定める
	○	—	県において人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置。ケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図る	— （新規）
障害福祉サービス等の質の向上（項目の見直し）				
障害福祉サービス等の質の向上	○	○	令和11年度までに別表第1の13に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	— （新規）
	○	○ 政令市又は中核市	障害福祉サービス等情報公表制度において、県、政令市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とする	— （新規）

（注）表頭「県」、「市町村」欄に「○」がある場合に目標設定が必要

3 新計画の構成（案）

第1編 計画策定にあたって

I. 計画の基本的な考え方 …… 現況に合わせて更新。

計画策定の趣旨／背景／計画の位置づけ／計画の期間／策定体制／計画の推進・管理体制

II. 本市の障がい福祉に係る現状 …… 現況に合わせて更新。

障がいのある人の現況（統計資料）／障害者総合支援法等に基づくサービス体系

第2編 松江市障がい者基本計画

I. 計画の基本理念 …… 変更なし。

1. 地域住民と共生する社会の実現
2. 住みたい地域で自立した生活ができる社会の実現

II. 基本方針及び施策の体系

1. 障がいのある人の人権尊重・地域共生社会の推進
2. 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり
3. 障がいのある子どもが健やかに育つ環境の実現
4. 障がいのある人の自立した地域生活の実現

基本方針

…変更なし。

施策の体系

…大幅な変更はないが、
現況に合わせて整理。

第3編 松江市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

I. 総論

II. 計画の基本指針 …… 国の基本指針の改定に合わせて更新。

国の基本指針／成果目標

III. 障がい福祉サービス・事業の実績・見込量 …… R11年度までの見込量(数値目標)を設定。

IV. 前計画期間中の総括 …… R6～8年度の主な取組みについて総評。

V. 今計画期間中の取組 …… R9～11年度の主な取組みについて記載。

第4編 資料 …… 資料の追加・更新。

松江市障がい福祉アンケート結果概要／関係条例／障がい福祉専門分科会関係

4 策定に向けたスケジュール（予定）

